

鉄道をはじめとした公共交通機関による道内周遊イベント事業
委託業務企画提案指示書

1 委託事業名

鉄道をはじめとした公共交通機関による道内周遊イベント事業委託業務

2 業務の目的

長引く新型コロナウイルス感染症による度重なる外出自粛などにより落ち込んだ、公共交通機関の需要を回復させるためには、実際に鉄道をはじめとする公共交通機関への乗車を促すことが重要であることから、感染症の拡大状況を見極めながら、地域住民や道内外の観光客が、鉄道をはじめとした公共交通機関により、道内を楽しみながら周遊するイベントを実施し、公共交通機関の利用促進と沿線地域の活性化を図る。

3 委託業務

事業実施にあたっては、受託者において各事業者と調整を行うこと。

(1) 道内周遊促進イベントの実施

地域住民をはじめ道内外の観光客が、道内全域を楽しみながら周遊でき、また、地域毎のコースの設定など遠出が難しい事情のある参加者（未成年など1人で広範囲の移動が難しい人など）でも日帰り旅行などで気軽に参加できる、独創性の高い内容とすること。

なお、原則として、鉄道をはじめとした公共交通機関を利用した周遊を促す内容となるよう工夫すること。 ※車による周遊にならないよう工夫すること

(例) 沿線の魅力ある資源を活用した周遊コースの設定、スタンプラリー、行先がランダムな乗車券くじ、謎解きツアー、車両に隠された謎を解くクイズ等

(2) 道内周遊促進イベントの広報

ア 当イベントの広報の企画、各交通事業者などへの取材、情報収集・発信など、本事業に係る一連の広報を実施すること。

なお、広報にあたっては、SNSにおける拡散効果を狙うなど、より多くの地域住民をはじめ道内外の観光客へ訴求できるよう工夫を行うこと。特に、リアルな体験への憧れが強く、発信力が高いと言われる「Z世代」へも強く訴求する広報内容とすること。

イ 地域の乗り放題乗車券などの各公共交通機関の割引制度（HOKKAIDO LOVE! 6日間周遊パス、はこだて旅するパスポート、かみくるパス等）の活用も併せてPRすること。

なお、発信に当たっては以下の点に留意すること。

(ア) 発信する取組内容は、受託者が収集すること。

(イ) 発信内容の修正にあたっては、追加費用が発生しない媒体や方法を選定すること。

ウ 広報にあたり特設WEBページを作成する場合は、当協議会WEBサイト内に作成すること。なお、作成に当たっては、当協議会WEBサイトの管理事業者との調整は受託者が行うこととし、必要な一切の経費は委託費用内で対応すること。

エ 感染状況に応じ、道内周遊促進イベントを中止する必要がある場合は、速やかに広報を中止すること。

なお、中止期間の広報内容については、当協議会事務局と別途協議すること。

オ 上記ア～エにおいて具体的な定めのない事項について、提案者の豊富な知識やノウハウ、高度な創造性などを最大限に生かし、積極的に提案すること。

(3) アンケート調査及び検証

イベント参加者に対してアンケート調査を実施し、アンケート結果を基に、鉄道をはじめとした公共交通機関を活用した道内周遊促進に向けた検証を行うこと。

(4) 実施報告書の提出

上記(1)～(3)について実施結果を取りまとめた報告書を作成する。
なお、報告書は、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体一式を納品すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和5年3月17日(金)

6 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人(参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む)又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)

(ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

7 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局(担当:奥村)

(北海道総合政策部交通政策局交通企画課)

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目(本庁舎3階)

(3) 電話番号 011-231-4111(内線:23-845)

011-204-5333(ダイヤルイン)

FAX 011-232-4643

8 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和4年5月10日(火) 16:00(必着)

イ 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

ウ 提出場所

6に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

9 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和4年5月20日(金) 16:00(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(3) 提出場所

6に同じ

10 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

11 予算上限額

14,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

12 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ その他詳細は、企画提案説明書等による。